

# 金沢市医療的ケア実施検討委員会設置要綱

(平成 29 年 3 月 29 日決裁)

改正 令和 5 年 3 月 28 日決裁

## (設置)

第 1 条 金沢市教育委員会は、金沢市立学校に通学する又は通学を予定している児童生徒の学校における医療的ケアの実施について検討するため、金沢市医療的ケア実施検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 医療的ケアの実施の有無
- (2) 医療的ケアの内容
- (3) 医療的ケアのための看護師等派遣の有無
- (4) 各学校における医療的ケアの安全な実施に関する事
- (5) その他医療的ケアを実施する上で必要な事

## (組織)

第 3 条 検討委員会は、7 人以内で組織する。

2 検討委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 弁護士
- (4) 医療社会事業専門職員

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再選は妨げないこととする。欠員の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

## (その他)

第 6 条 検討委員会の会議は、教育長が招集し、委員である者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 対象児童生徒の審議時においては、対象児童生徒が在籍する学校長を説明員として招集する。

3 検討委員会において、特に必要のある場合は、委員以外の者の意見を徴することがで

きる。

- 4 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則（令和 5 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。